

山梨県公報

第二百五十三号

令和四年

一月十七日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の予定……………七

○道路の区域変更(二件)……………七

公告

○落札者の決定について……………八

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………八

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………九

告示

山梨県告示第六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町常葉字竹ノ島向七〇八一、七〇八七、七〇九四から七〇九六まで、七一〇三、七一〇四、七一〇一〇

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

山梨県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和四年二月七日まで一般縦覧に供する。

令和四年一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百三十九号

三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡小菅村字高淀四一六九番一地先から 北都留郡小菅村字高淀四一七〇番一地先まで	旧 一七・五 新 二二・四	旧 二七・四 新 二七・四
		一九・一

山梨県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(所轄北支所において、この告示の日から令和四年二月七日まで一般縦覧に供する。

令和四年一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 長坂高根線

三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員	延長

北杜市長坂町長坂上条字大林二〇四三番一八地先から 北杜市長坂町大八田字曲田六六二五番二地先まで	旧 七・〇 二五・〇	の別 (メートル)	新 一四・二 五六・九	延長 (メートル)	九六・五	九六・五
--	------------------	--------------	-------------------	--------------	------	------

山梨県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和四年二月七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間 上野原市桐原字東一〇〇七三番地先から 上野原市桐原字東一〇〇八九番三地先まで	旧 一一・五 二五・三	の別 敷地の幅員 (メートル)	新 一一・九 二八・六	延長 (メートル)	三九・〇	三九・〇
---	-------------------	-----------------------	-------------------	--------------	------	------

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 林政部職員業務用パソコン等
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県林政部林政総務課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年十二月七日
- 四 落札者
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 七千九百三十八万三千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年十一月二十五日

● 土地改良法第八十七條第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定により県営土地改良事業(下大鳥居地区湛水防除事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年一月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和四年二月十五日まで
- 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和四年三月三日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年七月十六日まで

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和四年一月十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

二 指示の期間 令和四年二月一日から同年五月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番